

第 16 号

令和6年度熊本県電気事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 令和6年度熊本県電気事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度熊本県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 事業収益	3,879,085千円	△220千円	3,878,865千円
第2項 営業外収益	20,855千円	△220千円	20,635千円
	支 出		
第1款 事業費	3,137,962千円	△51,612千円	3,086,350千円
第1項 営業費用	2,810,569千円	△51,612千円	2,758,957千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「1,581,188千円」を「1,627,692千円」に、「29,239千円及び」を「12,094千円、」に、「1,551,949千円」を「1,115,598千円」に改め、「1,115,598千円」の次に「及び地域振興積立金500,000千円」を加え、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 資本的支出	1,846,742千円	46,504千円	1,893,246千円
第1項 建設改良費	271,638千円	△188,603千円	83,035千円
第3項 他会計への繰出金	765,554千円	235,107千円	1,000,661千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職員給与費	502,947千円	3,049千円	505,996千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業局所有施設等管理業務	令和7年度	千円 29,669
情報処理関連業務	令和7年度	1,306
事務機器等賃借	令和7年度	106

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬